

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名		中小企業等基盤強化税制（中小企業情報基盤強化税制）の延長	
税 目		所得税、法人税 （租税特別措置法第 10 条の 4、第 42 条の 7、第 68 条の 12） （租税特別措置法施行令第 5 条の 6、第 27 条の 7、第 39 条の 42） （租税特別措置法施行規則第 5 条の 9、第 20 条の 3、第 22 条の 25）	
要 望 の 内 容	中小企業等基盤強化税制（中小企業情報基盤強化税制）について、下記のとおり対象設備の見直しを行った上で適用期限を 2 年間延長する。 【対象設備の見直し】 中小企業等基盤強化税制（中小企業情報基盤強化税制）において、2 年間の延長要望に当たり、対象設備の見直しを行う。 具体的には適用実績が僅少であり、今後も利用の拡大が見込まれない連携ソフトウェアについて対象から外すこととする。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	ー 百万円 （▲31,900 百万円の内数）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 IT 投資の促進により、医療保険全体の効率化を図るため、保険医療機関・保険薬局が診療報酬の請求方法の電子化など IT 化の取り組みを推進する。		
	(2) 施策の必要性 平成 23 年度当初までに診療報酬の請求方法を原則オンライン化することとしていたが、診療報酬等の請求方法を原則として電子レセプト請求（光ディスク等を用いた請求又はオンライン請求）によるものとし、平成 23 年度に向けてレセプトの電子化を進めるという方針の下で、レセプトの電子化への対応が困難な保険医療機関等に対し配慮する観点から、請求省令を見直し、免除又は猶予等の例外措置を定めることとしたところであるが、レセプト電子化の猶予期間は最大で平成 26 年度末であり、レセプトの電子化にあたってレセプトコンピュータの整備等に一定のコストがかかるため、政策的にインセンティブを講じる必要がある。		
関 連 す る 事 項	今 回 の 要 望 に	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅻ 施策目標 2 施策目標 2-2 国民生活の利便性の向上に関わる IT 化を推進すること 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること レセプトオンライン化のための取り組みを推進すること

	政策の達成目標	ITによる経営の最適化実現によって、平成26年度末までに保険医療機関・保険薬局について原則、レセプトの電子化を実現する。	
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（平成25年3月31日まで）
		同上の期間中の達成目標	レセプト電子化普及率100%を促進する。
	政策目標の達成状況	平成22年6月現在、レセプト件数の80%以上が電子化を実現。一方、歯科などの普及が遅れ、施設数ベースでは依然6割弱にとどまっている。	
有効性	要望の措置の適用見込み	本年7月に実施したアンケートにおいて、平成21年度に情報基盤強化税制を利用したと回答した企業が42件であったのに対し、本税制を利用する予定があると回答した企業は72件に上り、今後、適用件数の拡大が見込まれる。 （平成22年7月「情報基盤強化税制に関するアンケート調査」 n=1,700）	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制による経済効果として、IT投資の押し上げ効果を試算すると、減税額1に対し、約1.57倍の効果が見込まれる。 （平成22年7月「情報基盤強化税制に関するアンケート調査」等からの推計 経済産業省試算）	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	保険医療機関等がIT化によって、さらなる効率化を図るためには、高度な情報セキュリティを備えるなど、一定の要件は課すものの、各保険医療機関等のIT化の状況や、ニーズに応じて情報システム投資の内容を選択することが可能な、税制によって資金面での支援を行うことが最適である。	
実績と効果に関する事項	これまでの租税特別措置の適用	<p>国税庁の「会社標本調査」結果から、平成20年度に情報基盤強化税制を利用した中小企業の適用件数は次のとおりであり、大企業を含めた全適用企業の内、中小企業の適用割合は8割以上となっている。</p> <p>また、平成20年度税制改正で大企業の適用額に上限を設定するとともに、下限額の引き下げなど中小企業向けの制度拡充を行ったことから、1年間に適用された税額控除額の総額に占め</p>	

る中小企業適用分は約 6%（平成 19 年度）から約 12%（平成 20 年度）へと倍増している。

製造業、卸売業、サービス業など多様な業種において利用されており、特定の業種への偏りは見られない。

【平成 20 年度 中小企業適用件数】

資本金区分	100 万円未満	100 万円以上	200 万円以上	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上	5,000 万円以上	1 億円以上 5 億円未満	合計
事業年度数	8	10	-	70	238	-	(428)	(212)	966

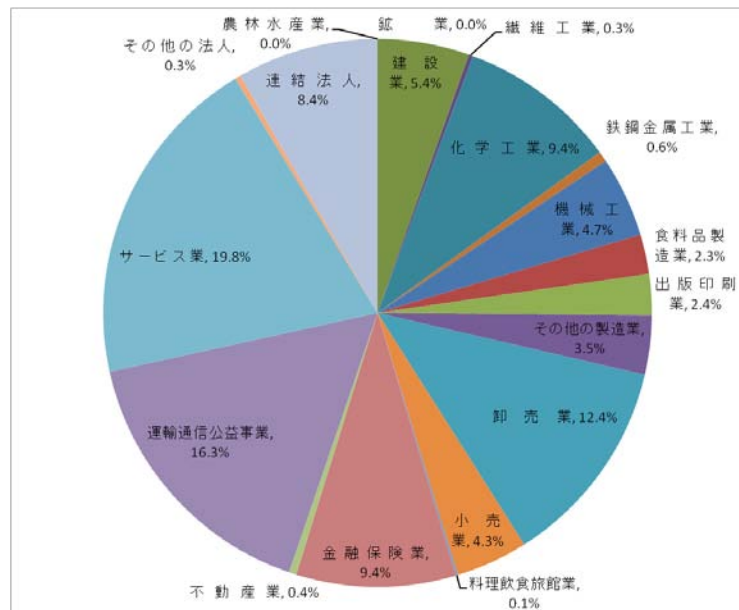
※（ ）で表示している計数は、標本数が僅少であることから参考値として表示したものの。
国税庁「平成 20 年度 会社標本調査」

【税額控除適用金額】

年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
税額控除適用額	44 億円	15 億円	155 億円

平成 19・20 年度：国税庁「会社標本調査」、平成 21 年度：財務省試算より

【平成 20 年度 業種別税額控除利用状況<大企業も含むデータ>】



国税庁「平成 20 年度 会社標本調査」

租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)

平成 20 年 9 月末時点のレセプト電算化普及率 49.7%、レセプトオンライン化普及率 11.9%であったものが、平成 22 年 6 月末時点でレセプト電算化普及率 81.2%、レセプトオンライン化普及率 61.4%であり、本税制が寄与していることが伺える。

前回要望時の達成目標

平成 23 年度当初までに、レセプトの原則オンライン化を達成する。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

保険医療機関等の区分ごとにレセプト電子化への移行期限を設けており、期限が到来していなかった医科診療所、期限が到来していない歯科診療所への普及が遅れている。

これまでの 要望経緯	平成18年度 情報基盤強化税制創設 平成20年度 情報基盤強化税制延長 （大企業向け縮減、中小企業向け拡充） 平成22年度 中小企業情報基盤強化税制創設 （大企業分は廃止、中小企業向けに特化）
---------------	--